

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当分の間は、
日曜日も休む)

目次

◇条 例

鳥取県漁業協同組合併助成条例
恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部
を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

◇人委規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改
正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正す
る規則

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業
管理規程

条 例

鳥取県漁業協同組合併助成条例をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

鳥取県漁業協同組合併助成条例

(目的)

第一条 この条例は、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、

漁業協同組合の合併及び合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立
するのに必要な助成措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図るこ
とを目的とする。

(補助金の額)

第二条 知事は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において、規
則で定めるところにより、市町村に対し、次の各号に掲げる経費につい
て補助金を交付することができる。

- 一 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二
号)第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。)が
合併をした場合にその合併後の組合(合併後存続する組合又は合併に
よつて設立する組合をいう。)に対し、合併に関する調査研究のため
に要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費
- 二 合併に際して、合併する組合の組合員の持分を調整するため組合が
当該組合の組合員に貸し付けた資金の利息を合併後の組合が減免した
場合に、当該合併後の組合に対し、その減免した利息の額の全部又は
一部に相当する金額を市町村が補助する場合における当該補助に要す
る経費
- 三 合併後の組合が、合併前の組合から引き継いだ債権について知事が
評価認定した額に相当する資金を調達するため借り入れた借入金金の利
息の支払に要する経費の全部又は一部に相当する金額を市町村が補助
する場合における当該補助に要する経費

(補助対象)

第三条 前条の規定により補助金の交付を受けることのできる市町村は、

次の各号の要件をみたす合併後の組合に対し助成を行なう市町村とする。

- 一 合併及び合併後の組合の経営に関する計画をたてて合併した組合
- 二 昭和四十二年十月一日から昭和四十六年三月三十一日までに合併した組合

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県漁業協同組合合併助成条例の廃止)

2 鳥取県漁業協同組合合併助成条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第十二号)は、廃止する。

恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

恩給の年額の昭和四十二年改定に関する条例

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和四十二年十月分(同月一日以後に給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

一 退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額

二 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に係る退職年金及び遺族年金については、前号の規定にかかわらず、別表第一の仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る退職年金又は遺族年金にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額

2 前項の退職年金又は遺族年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の遺族年金を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く。)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第二号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

(昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第二条 昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。)した県吏員等又はこれらの者の遺族として昭和四十二年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けている者(第三項に規定する者を除く。)については、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する条例及び規則(以下「旧給与条例等」という。)がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与条例等の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料年額にそれぞれ対応する恩給の年額の昭和四十年改定に関する条例(昭和四十年十

月鳥取県条例第三十二号。以下「条例第三十二号」という。)別表の仮定給料年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に係る退職年金又は遺族年金については、別表第一の仮定給料年額に、その年額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る退職年金又は遺族年金にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第二号」とあるのは、「第二号第一項ただし書」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職した県吏員等又はこれらの者の遺族で、条例第三十二号第三号第一項の規定により退職年金又は遺族年金を改定されたものに給する退職年金又は遺族年金の年額について準用する。

(遺族年金の年額の改定に関する経過措置)

第三条 前二条の規定による改定年額の計算について恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第四号表又は第五号表の規定を準用する場合においては、これらの表中、別表第三(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者(遺族年金を受ける妻及び子を除く。)に係る遺族年金にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の遺族年金を受ける妻及び子に係る遺族年金にあつては同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る遺族年金にあつては同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2 遺族年金に関する前二条の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給年額の改定は、第三条第一項の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
一〇三、二〇〇 円	一一三、五〇〇 円
一〇六、〇〇〇	一一六、六〇〇
一〇八、五〇〇	一二九、四〇〇
一一二、〇〇〇	一二三、二〇〇
一一四、一〇〇	一二五、五〇〇
一一八、一〇〇	一二九、九〇〇
一二三、八〇〇	一三六、二〇〇
一二九、八〇〇	一四二、八〇〇
一三五、七〇〇	一四九、三〇〇
一四一、八〇〇	一五六、〇〇〇
一四七、七〇〇	一六二、五〇〇
一五三、七〇〇	一六九、一〇〇
一五七、六〇〇	一七三、四〇〇
一六一、四〇〇	一七七、五〇〇

一六五、八〇〇
 一七二、一〇〇
 一七七、四〇〇
 一八二、五〇〇
 一八八、六〇〇
 一九四、八〇〇
 二〇一、五〇〇
 二〇八、三〇〇
 二一六、八〇〇
 二二二、〇〇〇
 二二九、〇〇〇
 二三五、七〇〇
 二四九、二〇〇
 二五二、七〇〇
 二六二、九〇〇
 二七六、六〇〇
 二九一、七〇〇
 二九九、四〇〇
 三〇六、七〇〇
 三一七、三〇〇
 三二三、四〇〇
 三四一、四〇〇
 三五〇、三〇〇
 三五九、五〇〇
 三七七、五〇〇
 三九五、六〇〇
 四〇〇、三〇〇
 四一五、二〇〇
 四三六、四〇〇

一八二、四〇〇
 一八九、三〇〇
 一九五、一〇〇
 二〇〇、八〇〇
 二〇七、五〇〇
 二一四、三〇〇
 二二一、七〇〇
 二二九、一〇〇
 二三八、五〇〇
 二四四、二〇〇
 二五一、九〇〇
 二五九、三〇〇
 二七四、一〇〇
 二七八、〇〇〇
 二八九、二〇〇
 三〇四、三〇〇
 三二〇、九〇〇
 三二九、三〇〇
 三三七、四〇〇
 三四九、〇〇〇
 三五五、七〇〇
 三七五、五〇〇
 三八五、三〇〇
 三九五、五〇〇
 四一五、三〇〇
 四三五、二〇〇
 四四〇、三〇〇
 四五六、七〇〇
 四八〇、〇〇〇

四五七、四〇〇
 四七〇、四〇〇
 四八三、一〇〇
 五〇八、七〇〇
 五三四、四〇〇
 五三九、五〇〇
 五五九、九〇〇
 五八五、六〇〇
 六一一、三〇〇
 六三六、八〇〇
 六五二、九〇〇
 六七〇、一〇〇
 七〇三、二〇〇
 七三六、六〇〇
 七五三、四〇〇
 七六九、七〇〇
 八〇二、八〇〇
 八一八、〇〇〇
 八三六、〇〇〇
 八六九、二〇〇
 九〇五、三〇〇
 九二三、九〇〇
 九四一、五〇〇
 九六〇、〇〇〇
 九七七、八〇〇
 〇一三、九〇〇
 〇五〇、〇〇〇
 〇六七、八〇〇
 〇八六、二〇〇

五〇三、一〇〇
 五一七、四〇〇
 五三一、四〇〇
 五五九、六〇〇
 五八七、八〇〇
 五九三、五〇〇
 六一五、九〇〇
 六四四、二〇〇
 六七二、四〇〇
 七〇〇、五〇〇
 七八八、二〇〇
 七三七、一〇〇
 七七三、五〇〇
 八一〇、三〇〇
 八二八、七〇〇
 八四六、七〇〇
 八八三、一〇〇
 八九九、八〇〇
 九一九、六〇〇
 九五六、一〇〇
 九九五、八〇〇
 〇一六、三〇〇
 〇三五、七〇〇
 〇五六、〇〇〇
 〇七五、六〇〇
 〇一五、三〇〇
 〇一五、〇〇〇
 〇七四、六〇〇
 一九四、八〇〇

別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一〇三、二〇〇円未満の場合又は一、〇八六、二〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

仮定給料年額	第一欄	第二欄
一一三、五〇〇	一〇、三〇〇	一九、一〇〇
一一六、六〇〇	一〇、六〇〇	一九、六〇〇
一一九、四〇〇	一〇、八〇〇	二〇、〇〇〇
一二三、二〇〇	一一、二〇〇	二〇、七〇〇
一二五、五〇〇	一一、四〇〇	二〇、九〇〇
一二九、九〇〇	一一、八〇〇	二一、九〇〇
一三六、二〇〇	一二、四〇〇	二二、九〇〇
一四二、八〇〇	一三、〇〇〇	二四、〇〇〇
一四九、三〇〇	一三、五〇〇	二五、一〇〇
一五六、〇〇〇	一四、二〇〇	二六、二〇〇
一六二、五〇〇	一四、七〇〇	二七、三〇〇
一六九、一〇〇	一五、三〇〇	二八、四〇〇
一七三、四〇〇	一五、七〇〇	二九、一〇〇
一七七、五〇〇	一六、二〇〇	二九、九〇〇

一八二、四〇〇
一八九、三〇〇
一九五、一〇〇
二〇〇、八〇〇
二〇七、五〇〇
二一四、三〇〇
二二一、七〇〇
二二九、一〇〇
二三八、五〇〇
二四四、二〇〇
二五一、九〇〇
二五九、三〇〇
二七四、一〇〇
二七八、〇〇〇
二八九、二〇〇
三〇四、三〇〇
三二〇、九〇〇
三二九、三〇〇
三三七、四〇〇
三三九、〇〇〇
三四九、〇〇〇
三五五、七〇〇
三七五、五〇〇
三八五、三〇〇
三九五、五〇〇
四一五、三〇〇
四三五、二〇〇
四四〇、三〇〇
四五六、七〇〇
四八〇、〇〇〇

一六、六〇〇
一七、二〇〇
一七、八〇〇
一八、二〇〇
一八、八〇〇
一九、五〇〇
二〇、一〇〇
二〇、九〇〇
二一、七〇〇
二二、二〇〇
二二、九〇〇
二三、五〇〇
二四、九〇〇
二五、二〇〇
二六、三〇〇
二七、六〇〇
二九、一〇〇
三〇、〇〇〇
三〇、六〇〇
三一、八〇〇
三二、四〇〇
三四、二〇〇
三五、一〇〇
三五、九〇〇
三七、七〇〇
三九、五〇〇
四〇、一〇〇
四一、五〇〇
四三、七〇〇

三〇、七〇〇
三一、八〇〇
三二、九〇〇
三三、七〇〇
三四、九〇〇
三六、〇〇〇
三七、二〇〇
三八、六〇〇
四〇、一〇〇
四一、一〇〇
四二、四〇〇
四三、六〇〇
四六、一〇〇
四六、七〇〇
四八、六〇〇
五一、一〇〇
五三、九〇〇
五五、四〇〇
五六、七〇〇
五八、七〇〇
五九、九〇〇
六三、二〇〇
六四、八〇〇
六六、五〇〇
六九、八〇〇
七三、一〇〇
七四、一〇〇
七六、八〇〇
八〇、八〇〇

別表第三

(1) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料に相当する遺族年金の場合

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
六三六、八〇〇 五八五、六〇〇 五五九、九〇〇 五三九、五〇〇 三七七、五〇〇 三五九、五〇〇 三二三、四〇〇 二六二、九〇〇 二五二、七〇〇 二三五、七〇〇 二二九、〇〇〇 二二二、〇〇〇 一九四、八〇〇 一七二、一〇〇 一六五、八〇〇 一六一、四〇〇 一五七、六〇〇 一五三、七〇〇 一四七、七〇〇 一四一、八〇〇 一二九、八〇〇 九三、四五七	七〇〇、五〇〇 六四四、二〇〇 六一五、九〇〇 五九三、五〇〇 四一五、三〇〇 三九五、五〇〇 三五五、七〇〇 二八九、二〇〇 二七八、〇〇〇 二五九、三〇〇 二五一、九〇〇 二四四、二〇〇 二一四、三〇〇 一八九、三〇〇 一八二、四〇〇 一七七、五〇〇 一七三、四〇〇 一六九、一〇〇 一六二、五〇〇 一五六、〇〇〇 一四二、八〇〇 一〇二、八一六	七六四、二〇〇 七〇二、七〇〇 六七一、九〇〇 六四七、四〇〇 四五三、〇〇〇 四三一、四〇〇 三八八、一〇〇 三一五、五〇〇 三〇三、二〇〇 二八二、八〇〇 二七四、八〇〇 二六六、四〇〇 二三三、八〇〇 二〇六、五〇〇 一九九、〇〇〇 一九三、七〇〇 一八九、一〇〇 一八四、四〇〇 一七七、二〇〇 一七〇、二〇〇 一五五、八〇〇 一一二、一七八	八一八、三〇〇 七五二、五〇〇 七一九、五〇〇 六九三、三〇〇 四八五、一〇〇 四六二、〇〇〇 四一五、六〇〇 三三七、八〇〇 三三四、七〇〇 三〇二、九〇〇 二九四、三〇〇 二八五、三〇〇 二五〇、三〇〇 二二一、一〇〇 二一三、一〇〇 二〇七、四〇〇 二〇二、五〇〇 一九七、五〇〇 一八九、八〇〇 一八二、二〇〇 一六六、八〇〇 一二〇、〇九六

(回) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料に相当する遺族年金の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇 五八五、六〇〇 五五九、九〇〇 五三九、五〇〇 三七七、五〇〇 三二三、四〇〇 三〇六、七〇〇 二五二、七〇〇 二三五、七〇〇 二二二、〇〇〇 二〇八、三〇〇 一九四、八〇〇 一八八、六〇〇 一七七、四〇〇 一五七、六〇〇 一五三、七〇〇 一四七、七〇〇 一四一、八〇〇 一二九、八〇〇 五六、〇三一	七〇〇、五〇〇 六四四、二〇〇 六一五、九〇〇 五九三、五〇〇 四一五、三〇〇 三五五、七〇〇 三三七、四〇〇 二七八、〇〇〇 二五九、三〇〇 二四四、二〇〇 二二九、一〇〇 二二四、三〇〇 二〇七、五〇〇 一九五、一〇〇 一七三、四〇〇 一六九、一〇〇 一六二、五〇〇 一五六、〇〇〇 一四二、八〇〇 六一、六四二	七六四、二〇〇 七〇二、七〇〇 六七一、九〇〇 六四七、四〇〇 四五三、〇〇〇 三八八、一〇〇 三六八、〇〇〇 三〇三、二〇〇 二八二、八〇〇 二六六、四〇〇 二五〇、〇〇〇 二三三、八〇〇 二三六、三〇〇 二二二、九〇〇 一八九、一〇〇 一八四、四〇〇 一七七、二〇〇 一七〇、二〇〇 一五五、八〇〇 六七、二五五	八一八、三〇〇 七五二、五〇〇 七一九、五〇〇 六九三、三〇〇 四八五、一〇〇 四一五、六〇〇 三九四、一〇〇 三二四、七〇〇 三〇二、九〇〇 二八五、三〇〇 二六七、七〇〇 二五〇、三〇〇 二四二、四〇〇 二二八、〇〇〇 二〇二、五〇〇 一九七、五〇〇 一八九、八〇〇 一八二、二〇〇 一六六、八〇〇 七二、〇〇二

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する

条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥

取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ第二項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第二十三条ノ二の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。この場合において、退職年金の支給年額については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)附則第十四条後段の規定の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第六条中「六十円」を「八十円」に改める。

第七条第二項中「二千五百円」を「三千五百円」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号に掲げる職員に対する手当の額は、一人月額四千円をこえてはならない。

一 レントゲン主任、レントゲン技師及びレントゲン士の職にある職員

日額 八十円

二 前号に掲げる職員以外の職員

イ 透視 一回につき 二円

ロ 治療、直接撮影又は間接撮影 一回につき 一円

第十条第一項中「准看護婦、看護助手又は用務員」を「又は准看護婦」に改め、同条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第十一条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第十五条第三項中「六十円」を「八十円」に、「五十円」を「六十円」に、「四十円」を「五十円」に改める。

第十八条の二第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条第二項中「百円」を「百三十円」に改める。

第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項及び第三十条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

第三十二条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第三十四条第二項中「六十円」を「八十円」に、「百五十円」を「二百円」に、「三百六十円」を「四百七十円」に改める。

第三十五条第二項中「六十円」を「八十円」に、「九十円」を「百二十円」に改める。

第三十六条第二項中「五十円」を「六十円」に改める。

第三十七条第二項中「百二十円」を「百六十円」に改める。

第三十八条第二項中「千円」を「二千円」に改める。

第三十九条第二項中「六十円」を「八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、第三十二条第二項の改正規定は昭和四十二年六月一日から、その他の改正規定は昭和四十二年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十二年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(作業手当)

第三条 作業手当は、警察職員がもつばら次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業

二 警ら作業

三 犯罪鑑識作業

四 交通取締作業

五 看守作業

六 術科指導作業

七 交通取締その他の警察活動のための自動車の運転作業

八 警備用船舶の運航作業

九 無線電話による通信作業

十 警察用電話以外の電話の交換作業

2 前項第二号、第六号、第七号及び第九号の作業の範囲は、人事委員会規則で定める。

第四条 前条各号に掲げる一の作業に従事した者の作業手当の額は、一日につき、当該作業が人事委員会が指定するものである場合にあつては百六十円、その他の場合にあつては八十円をこえない範囲内において人事委員会規則で定める。

2 前条各号に掲げる二以上の作業に従事した者の作業手当の額は、一日

につき、当該作業のいずれかが人事委員会が指定するものである場合に
あつては百六十円、その他の場合にあつては百五十円をこえない範囲内
において人事委員会規則で定める。
第五条第一項中「警部以上の階級にあるもの」を「警視の階級にある者」
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。
(手当の内払)
- 2 この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定
に基づいて、昭和四十二年四月一日からこの条例の施行の前日までの間
に警察職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の警察
職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみ
なす。

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

昭和四十二年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第四十一号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員

会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

整 肢 学 園	児童指導員及び保母	二
	総婦長、婦長、看護婦、准看護婦、理療師 及び理療士	一

整 肢 学 園	児童指導員、保母、レントゲン主任、レン トゲン技師及びレントゲン士	二
	総婦長、婦長、看護婦、准看護婦、理療師 及び理療士	一

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第四十二号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十三号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一中

第2号	日	1/25の60/100
を		
条例第4条第2号	日	1日につき給料月額 1/25の60/100

に改める。

様式第3

(月分)				所属	職	氏	
放射線取扱作業従事職員特種勤務実績簿				部課	名	名	
日	曜	所属長印	直接監督者印	作 業 の 概 要		従事者印	備 考
1							
2							
30							
31							
計	従事した日数	日	1日につき	80円	支給額	円	

様式第二中

1日につき60円

を

1日につき80円

に改める。

様式第三を次のように改める。

備考 この様式は、条例第9条第2項第1号に規定する職員に対し、特種勤務を命じたときに用いるものとする。

備考 この様式は、条例第9条第2項第2号に規定する職員に対し、特殊勤務を命じたときに用いるものとする。

を次のように改める。

様式第四中

条例第9条第2項第1号	回	1回につき2円
” 第2号	回	” 1円

を

条例第9条第2項第2号イ	回	1回につき2円
条例第9条第2項第2号ロ	回	1回につき1円

に改め、同様式の備考

様式第十一中

1日につき	60円
-------	-----

”	60円の $\frac{60}{100}$
---	-----------------------

を

1日につき	80円
-------	-----

1日につき80円の	$\frac{60}{100}$
-----------	------------------

に改める。

様式第九中

” 第7項	時間	” 200円
-------	----	--------

を

条例第16条第7項	時間	1時間につき 200円
-----------	----	-------------

に改める。

様式第五及び様式第六中

1日につき	60円
-------	-----

”	60円の $\frac{60}{100}$
---	-----------------------

を

1日につき	80円
-------	-----

1日につき80円の	$\frac{60}{100}$
-----------	------------------

に改める。

様式第13
削除

様式第十三を次のように改める。

様式第十六中

1日につき	100円
”	100円の $\frac{60}{100}$
を	
1日につき	130円
1日につき130円の	$\frac{60}{100}$

に改める。

様式第十二中

”	”	第2号	日	”	90円
”	”	第3号	日	”	75円
を					
条例第19条第2項第2号	日	1日につき90円			
条例第19条第2項第3号	日	1日につき75円			

に改める。

様式第二十五中

様式第二十四中

様式第二十二中

に改める。

様式第十七から様式第二十一まで中

1時間につき	60円
1時間につき	150円
1時間につき	360円
1時間につき	60円
1時間につき	150円
1時間につき	360円
を	
1時間につき	80円
1時間につき	200円
1時間につき	470円
1時間につき	80円
1時間につき	200円
1時間につき	470円

1日につき	100円
を	
1日につき	150円

に改める。

1日につき	60円
を	
1日につき	80円

に改める。

1日につき	60円
”	60円の $\frac{60}{100}$
を	
1日につき	80円
1日につき80円の	$\frac{60}{100}$

に改める。

様式第二十六中

1日につき	60円
1日につき	90円
1日につき60円の	$\frac{60}{100}$
1日につき90円の	$\frac{60}{100}$
を	
1日につき	80円
1日につき	120円
1日につき80円の	$\frac{60}{100}$
1日につき120円の	$\frac{60}{100}$

に改める。

様式第二十七中

1日につき	50円
1日につき50円の	$\frac{60}{100}$
を	
1日につき	60円
1日につき60円の	$\frac{60}{100}$

に改める。

様式第二十八中

1日につき	120円
1日につき120円の	$\frac{60}{100}$
を	
1日につき	160円
1日につき160円の	$\frac{60}{100}$

に改める。

様式第二十九中

1日につき	60円
を	
1日につき	80円

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十二年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「六十円」を「八十円」に、「九十円」を「百二十円」に改める。

第九条第二項中「五十円」を「六十円」に改める。

第十条第二項中「百二十円」を「百六十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 この企業管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて、昭和四十二年四月一日からこの企業管理規程の施行の日の前日までの間に企業職員に支払われた特殊勤務手当は、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。